

2026年4月1日

No.VNM\_048

## 要点解説 新ベトナム個人情報保護制度

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔

ベトナム社会主義共和国弁護士\* グエン・ティ・フォン・ラン

\*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

### 1. はじめに

ベトナムの個人情報保護制度は、2025年6月26日に個人データ保護法（No.91/2025/QH15。以下「新法」とします）、同年12月31日に政令 No.356/2025/ND-CP（以下「新政令」とします）がそれぞれ制定されたことにより、大きな転換期を迎えました。両法令はいずれも2026年1月1日に施行され、これまで個人情報保護の基本枠組みを定めていた政令 No.13/2023/ND-CP（以下「旧政令」とします）は失効することとなりました。

旧政令は、ベトナムにおける初の包括的な個人情報保護規制として重要な役割を果たしてきましたが、実務運用における解釈上の不明確さが指摘されていました。今回の立法は、個人情報の保護を国会が定める法律のレベルに格上げすることで、その規制内容の明確性・実効性を確保するとともに、2025年7月1日に施行されたデータ法（No.60/2024/QH15）との整合性を図ったものと考えられます<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> この立法の背景には、近年、ベトナム国内で顕在化している大規模な個人データ侵害事案の増加があります。例えば、ベトナム当局は2025年前半だけで、1億1000万件以上の記録を扱う56件の違法データ取引を摘発したと公表しており、個人データの売買や不正流通が社会問題化しています（<https://bocongan.gov.vn/bai-viet/bao-ve-du-lieu-ca-nhan-quyen-va-trach-nhiem-trong-ky-nguyen-so-1767197198>）。こうした状況を受け、国家として市民の権利保護を強化する必要性が高まっていたと言えます。

そこで、本稿では、このような背景のもとで導入された新たな個人情報保護制度について、重要な点に絞って、その実務上の影響を中心に解説していきます。

## 2. 適用対象の限定

### (1) 域外適用の範囲

新法は、旧政令と比較して、域外適用の範囲に一定の修正を加えています。

この点、旧政令では、「ベトナムにおける個人データ処理活動に直接参加する、又は関連する外国の機関・組織・個人」を適用対象に含める旨規定しており、ベトナム国民以外の外国人の個人データについても広く射程に入れていました（旧政令第1条第2項d）。

これに対し、新法では、上記規定が「ベトナム公民及び身分証明書の発給を受けてベトナムで生活しているが国籍が確定されていないベトナム出身者である個人のデータ処理業務に直接参加する、又は関連を有する外国の機関・組織・個人」に修正されました（新法第1条第2項c）。そのため、例えば、ベトナムに駐在する外国人のみの個人データを収集・処理する海外所在の外国企業のように、新法の定義に該当しない個人データのみを取り扱う場合には、ベトナム個人情報保護制度の適用対象外となります。

### (2) 個人データの定義

新法は、旧政令と同様、適用対象となる個人データを「基本的個人データ」<sup>2</sup>と「センシティブ個人データ」<sup>3</sup>に区分しており（新法第2条第2項及び第3項）、新政令第3条及び第4条において詳しく類型化されています。加えて、新法は、旧政令から一歩進み、非識別化処理が適切に施された個人データについては、同法の適用対象外とする旨を明記しています（新法第2条第1項）<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> 基本的個人データとは、新政令において特定される、一般的な身元、経歴に関する要素を反映するもので、取引・社会関係において常時使用される個人データを指します（新法第2条第2項）。

<sup>3</sup> センシティブ個人データとは、個人の私的な権利に密接に関連し、それが侵害された場合には、機関・組織・個人の権利、合法的利益に直接的な影響を引き起こしうるもので、新政令において特定されるものを指します（新法第2条第3項）。

<sup>4</sup> 新法において、「個人データ非識別化」は、「一人を具体的に確定できない、又は確定に資することのない新たなデータ作出のため情報を変更又は削除する過程」と定義されており（新法第2条第11項）、不可逆性を確保することが求められています。そのため、情報の変更・削除が不十分な場合には、当該規定の対象外とされる可能性がある点に留意する必要があります。

### (3) 適用除外となる主体

新法第 38 条第 2 項及び第 3 項ならびに新政令第 41 条によれば、経営世帯、極めて小規模な企業、小規模企業及びスタートアップ企業（ただし、個人データ処理サービスを提供する事業者、センシティブ個人データを直接取り扱う事業者又は処理する個人データの累積総量が 10 万人以上に達する事業者を除きます）については、個人データ処理影響評価書類の作成・提出義務（新法第 21 条及び第 22 条）及び個人データ保護担当者の任命義務（新法第 33 条第 2 項）の履行が免除又は 5 年間猶予されます（経営世帯及び極めて小規模な企業については免除となり、小規模企業及びスタートアップ企業については 5 年間の猶予となります<sup>5)</sup>）。

ただし、新法および新政令では、事業者が経営世帯、極めて小規模な企業、小規模企業及びスタートアップ企業のいずれに該当するかを判断するための基準が直接規定されていないため、これらの事業者の特定は、政令 No.80/2021/ND-CP 及び中小企業支援法（No.04/2017/QH14）に基づき、事業内容や従業員数、年間売上高、資本金などに照らして判断される可能性があります。

## 3. 主な業務内容

### (1) 個人データ主体の同意

個人データの処理は、原則として、個人データ主体の明示的かつ自発的な同意に基づいて行われなければならない（新法第 9 条）、企業は、処理される個人データの種類、処理の目的、個人データ管理者又は個人データの管理・処理主体及び個人データ主体の権利と義務を明確に通知したうえで、適法に同意を取得し、その取得状況を証明できる体制を整備することが求められます。特に、新法第 9 条第 4 項によれば、個人データ主体の同意は、それぞれの個人データ処理の目的ごとに同意を取得する必要があります。したがって、個人データを取得することに複数の目的が存在する企業は、そのプライバシーポリシー等において、個別に同意を取得できる仕組みを整える必要があります。

もともと、新法は、同意原則に対する一定の例外を設けており、以下の場合には、個人データ主体による同意は不要となります（新法第 19 条第 1 項各号）。

- 緊急の場合におけるデータ主体又は他者の生命、健康、名誉、人格、合法的権利・利益を保護するため、自ら若しくは他者の正当な権利・利益又は国家・機関・組織の利益に対する侵害行

---

<sup>5)</sup> 新法では、旧政令で規定されていた 2 年間の免除期間に対し（旧政令第 43 条）、免除期間が 5 年に延長されました。

為からそれら利益を必要な方法で保護するため（データ統括者、データ処理者、データ統括及び処理者、第三者はその場合にあたることを証明する責任を負います）

- 緊急状態を解決するため、国家安寧への脅威があるが緊急状態を宣言する程度には至っていない危険を解決するため、暴乱・テロを防止し、対抗するため、犯罪及び法令違反を防止し、対抗するため。
- 法令の規定に従った国家機関の活動、国家管理活動に役立てるため。
- 個人データ主体と法令の規定に従って関連を有する機関、組織、個人との合意を実施するため。
- 法令の規定に従ったその他の場合

このうち、「個人データ主体と法令の規定に従って関連を有する機関、組織、個人との合意を実施するため」（新法第 19 条第 1 項 d）という規定は、欧州連合（EU）一般データ保護規則（GDPR）における個人データ主体の同意取得を不要とする規定（第 6 条第 1 項 b 号前段）と類似するようにも読めますが、現在、上記新法の例外規定の意味を明確にする下位法令や通達は制定されていません。また、上記のとおり、複数の目的ごとに個別の同意を要求する等、新たな同意取得の仕組みの構築が強調された新法の立法経緯に鑑みると、「合意を実施」の意義は、厳格に解釈されることを念頭に置くべきであると考えます。

## **(2) 各種評価報告書の提出**

### **ア 個人データ処理影響評価（DPIA）書類**

個人データ統括者及び個人データ統括・処理者は、処理活動の開始時点から個人データ処理影響評価（DPIA : Data Protection Impact Assessment）書類を作成し、処理活動の開始日から 60 日以内に公安省の担当部局に提出することが義務付けられています（新法第 21 条第 1 項）。

また、新法は、DPIA 書類の内容に変更が生じた場合には、少なくとも 6 カ月ごとに書類を更新する義務を規定しています（新法第 22 条第 1 項）。さらに、組織再編、解散、破産等があった場合は、10 日以内に速やかに書類を更新しなければなりません（新法第 22 条第 2 項、新政令第 20 条第 2 項）。

なお、組織が比較的小規模な事業者等に該当する等の場合には、上記 2（3）に記載された要件に基づき、一定期間又は恒常的に DPIA 書類の作成・提出義務の免除が認められる可能性があります。

### **イ 個人データ越境移転影響評価（CTIA）書類**

新法は、旧政令と同様、ベトナムに保管されている個人データを国外に移転させる場合等について、個人データ越境移転影響評価（CTIA : Cross-Border Transfer Impact Assessment）書類の作成及び提出を義務付けています（新法第 20 条）。

移転者は、越境移転の開始日から 60 日以内に CTIA 書類を完成させ、公安省の担当部局に提出する必要があります（同条第 2 項）。また、CTIA の内容に重要な変更が生じた場合には、DPIA に適用される手続と同様に、修正・更新義務が課されます（新法第 22 条）。

ただし、新法及び新政令は、以下のいずれかに該当する場合には、CTIA 書類提出義務の免除を認めています（新法第 20 条第 6 項、新政令第 17 条第 3 項）。

- 権限を有する国家機関による個人データの越境移転
- 機関、組織による、その機関、組織に属する労働者の個人データのクラウドコンピューティングサービス上への保存
- 個人データ主体による自らの個人データの越境移転
- 政府の規定に従ったその他の場合
- 法令に従って行われる報道及び通信活動
- 法令に基づき公開されている個人データの越境移転
- 個人の生命、健康若しくは財産の安全を保護するため又は法令に定める職務・義務を履行するために、真に必要な緊急の場合における個人データの越境提供
- 法令で定める労働規則、就業規則及び労働協約に基づく、国境を越えた人事管理のための個人データの越境移転
- 国際輸送、物流、送金、決済、ホテルサービス、ビザ申請又は奨学金申請に関連する契約締結又は手続の実施を目的とする個人データの越境提供

このように、新法及び新政令は、実務上不可避又は社会的必要性の高い移転類型については合理的な例外を設ける構造を採用しています。

### **(3) 個人データ保護担当者の任命**

旧政令では、センシティブ個人データを処理する主体に限って、個人データ保護担当部署及び担当者を指定したうえで、公安省の担当部局に通知する義務が課されていました（旧政令第 28 条第 2 項）。

これに対し、新法では、センシティブ個人データの処理の有無にかかわらず、内部に個人情報保護部門及び担当者を設置するか、外部の専門機関に委託することを義務付けています（新法第 33 条第 2 項）。この点、外部の専門機関に委託する場合には、当該取り決めは書面による契約で正式に定められ、外部の専門機関の詳細は個人データ主体に公開される必要があります（新政法第 16 条第 3 項）。

なお、組織が比較的小規模な事業者等に該当する等の場合には、上記 2（3）に記載された要件に基づき、一定期間又は恒常的に個人情報保護担当者の任命義務の免除が認められる可能性があります。

#### 4. 罰則

新法は、個人データの越境移転に関する規制に違反した主体について、前年度売上高の最大 5% を基準とする罰則を定めています。直近の前年度に売上高がない場合又は売上高に基づいて算定された罰金が最高罰金額を下回る場合、当該違反に対する最高罰金額は、法人につき 30 億 VND、個人につき 15 億 VND となります。

また、個人データの売買等により違法な利益を得た場合には、その収益の最大 10 倍に相当する金額を制裁として科すことができます。違反行為から収益が生じていない場合又は違反行為から生じた収益に基づいて算定された罰金が最高罰金額を下回る場合、この違反に対する最高罰金額は、法人につき 30 億 VND、個人につき 15 億 VND となります。

なお、個人データ保護分野におけるその他の違反に対しては、最大 30 億ベトナムドンの課徴金を科すことができます（新法第 8 条）。

#### 5. おわりに

新法及び新政法によって、罰則規定や各種義務の例外規定・適用除外規定が整備され、個人情報保護制度全体の実効性が大きく高まりました。このように執行体制の強化が前面に打ち出されていることに照らせば、「実際には執行されないだろう」と安易に想定することは極めて危険です。

したがって、企業は、自社の業務が新法及び新法令に準拠しているかの評価を実施し、DPIA 書類又は CTIA 書類の提出義務が認められる場合には、高額な制裁を回避するため速やかに当該義務を

履行することが重要です。また、就業規則、雇用契約、プライバシーポリシー、機密保持誓約書等の個人データ保護に関連する社内の規程について、早急に見直しを行い、必要に応じて新しく策定し又は既存の規程の改定を進める必要があります。

## アジアプラクティスチームの最新情報 \*2026/4/2時点

### ホーチミンオフィスにて掲載中

[Legal Update] 「ベトナムにおけるビジネス環境の進化 ～外国投資貿易活動に関する政令草案からの示唆～」 (2026年1月)

### ニュースレター

台湾 : 「2025年台湾個人情報保護法改正要点」 (2026年3月13日)

インド : 「インドの外国直接投資 (FDI) 政策をめぐる最新動向」 (2026年3月10日)

### 開催予定のセミナー

ベトナム : 「想定事例から読み解く新ベトナム個人データ保護制度～日系企業に求められる実務対応～」  
2026年4月24日開催予定 (ハノイ、現地参加のみ)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムプラクティスメンバー

### ベトナム

弁護士/ベトナム外国弁護士 入江 克典 (パートナー、東京弁護士会)

Email: katsunori.irie@aplaw.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士\* グエン・ティ・フォン・ラン (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)

Email: lan.nguyen@aplaw.jp

\*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士/ベトナム外国弁護士 及川 泰輔 (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

### 日本

弁護士 鈴木 由里 (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 岸田 梨江 (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 上東 亘 (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: [ipg\\_vietnam@aplav.jp](mailto:ipg_vietnam@aplav.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

<p>東京オフィス</p> <p>Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F）</p> 	<p>大阪提携オフィス</p> <p>Osaka Affiliate Office （A&amp;S 大阪法律事務所）</p> <p>〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階</p>	<p>福岡提携オフィス</p> <p>Fukuoka Affiliate Office （A&amp;S 福岡法律事務所）</p> <p>〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階</p> 
<p>ニューヨーク提携オフィス</p> <p>New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036</p> 	<p>ロンドンオフィス</p> <p>London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom</p> 	<p>フランクフルト提携オフィス</p> <p>Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany</p> 
<p>ブリュッセルオフィス</p> <p>Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium</p> 	<p>ホーチミンオフィス</p> <p>Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam</p> 	